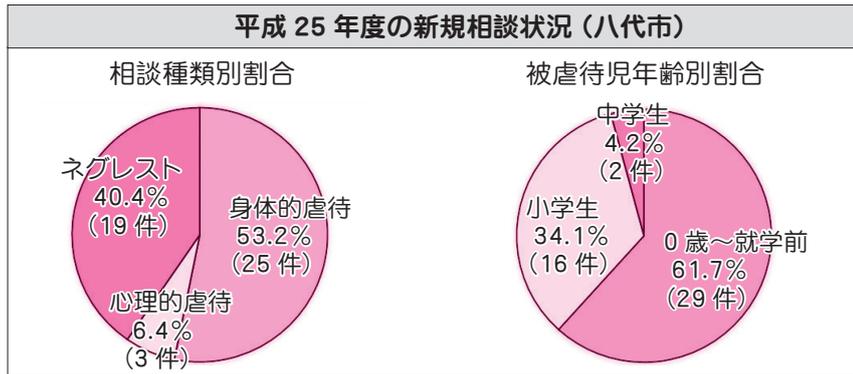


児童虐待に関する相談件数は全国的に増加傾向にあり、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。

平成 25 年度に本市が受け付けた新規相談数は 47 件でした。



平成 25 年度の新規相談状況 (八代市)



11月は 児童虐待防止推進月間

「ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪」

(平成26年度児童虐待防止標語)

次の世代を担う子どもたちの心と体が健やかに育つためにも、地域全体で支援していかねばなりません。あなたの気付きが「虐待から子どもを守る」とともに「子育てに悩む保護者を支援する」ための大きな一歩となります。

児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなど

ネグレクト

食事を与えない、ひどく不潔にする、家に閉じ込める、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど

虐待のサイン

- ◆いつみても手足にいくつものあざが見られる。
- ◆夜遅くに子どもが家の前で遊んでいる。
- ◆いつも大きな声や子どもの泣き声が長時間聞こえてくる。
- ◆極端に小さく、痩せているような感じが見受けられる。
- ◆毎日同じ服を着て、衣服の洗濯や入浴をしていないように感じられる。
- ◆子どもが病気をしても病院へ連れて行っていないように感じる。
- ◆子どもがいるのに、姿をめったに見かけない。

こんなサインに

気付いたら



左記の相談窓口にご連絡ください。秘密は厳守します。

● こども未来課 ☎ 33 8 7 2 1

● 市民相談室 ☎ 33 4 4 5 2
(家庭児童相談員)

● 県八代児童相談所 ☎ 33 3 2 4 7

● 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 0 5 7 0 (0 6 4) 0 0 0

(最寄の児童相談所につながります)